

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）

令和 年 月 日

大阪市長
大阪市契約担当者

本店（主たる営業所） の所在地
商号又は名称
代表者の役職氏名 支店又は営業所の 所在地
名 称
受任者役職氏名

令和 年 月 日付公告、告示第 号の下記案件に係る入札参加のため、関係書類
を添えて資格審査を申請します。

1 案件名称

2 入札参加資格審査申請種目（A. Bいずれかひとつを記入）

A：物品供給等

申請種目番号	申請種目名称

B：業務委託、または測量・建設コンサルタント等

申請種目（大分類）		申請種目（中分類）		申請種目（小分類）	
番 号	名 称	番 号	名 称	番 号	名 称
					()

※業務委託の場合は各分類（「その他役務」の場合は、小分類の下にさらに具体的内容を記入）、測
量・建設コンサルタント等の場合は大分類に登録種目及び中分類に登録部門等を記入してください

※裏面に誓約事項及び委任事項があります

誓約事項

誓約事項	内 容
誓約事項 1	地方自治法施行令第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項 2	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項 3	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項 4	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項 5	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項 6	物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領（WTO 用）に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。
誓約事項 7	以上の全ての誓約事項に相違ありません。相違があった場合入札参加資格を取り消されても異議申し立てを行いません。

委任事項

前記、受任者を代理人と定め、貴市における契約について次のとおり権限を委任します。

- 1 入札及び見積もりについて
- 2 契約の締結、変更及び解除について
- 3 代金及び保証金の請求並びに受領について
- 4 復代理人の選任及び解任について
- 5 契約の履行に関する保証契約の締結について

入札参加者基本情報

法人・個人区分	☐ 1. 法人 ☐ 2. 個人	営業年数	年
決算月	月	売上高	千円
■本店登録内容			
郵便番号	〒 —		
本店所在地			
商号又は名称			
商号又は名称（カナ）			
代表者氏名			
代表者氏名（カナ）			
代表者の役職			
■支店登録内容 ※支店等が本市との契約の窓口となる場合（受任者を設ける場合）に記入してください。			
郵便番号	〒 —		
支店等の所在地			
支店等の名称			
支店等の名称（カナ）			
受任者氏名			
受任者氏名（カナ）			
受任者の役職			
■入札等の連絡先 ※本店登録の方は本店の連絡先、支店登録の方は支店の連絡先を記入してください。			
所属・部署名			
メールアドレス	@		
TEL	— —		
FAX	— —		
■その他項目			
資本金（払込済）	千円	法人登記簿の資本金と合致。個人や財団法人、公益社団 法人等、資本金を設けない組織は記入しないで下さい。	
うち外国資本 （外国資本があれば記入）	千円	外国資本が 50%以上となる代表的な国名 （ ）	
従業員数	人		
企業区分	☐ 1. 大企業 ☐ 2. 中小企業 ☐ 3. その他		個人事業者は 2. 中小企業、財団法人や公益社団 法人等は 3. その他を選択してください。

承認番号

大阪市使用印鑑届

WTO申請用

商号又は名称	
代表者（役職氏名）	
受任者（役職氏名）	
押印欄	実印
	使用印

※使用印は、入札・見積り、契約の締結、代金の請求・受領の際に使用する印を押印してください。
使用印は代表者（受任者を設けている場合は受任者）の役職又は氏名等が表示されたものに限ります。

キリトリ

〒

(住所) 大阪市

(担当部局)

宛

(差出人)

〒 —

住所

社名

<WTO 案件申請書在中>

入札参加資格審査申請書及び添付書類一式を郵送する場合には、宛名部分を切り取って封筒宛名用にお使いください。

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）

令和●●年●●月●●日

大阪市長
大阪市契約担当者

本店（主たる営業所）

の所在地 ○○県○○市○○町1-2-3

商号又は名称

株式会社 契約産業

代表者の役職氏名

代表取締役 物品 太郎

支店又は営業所の

所在地 大阪府大阪市○○区○○町1-1-1

名 称

株式会社 契約産業 大阪支店

受任者役職氏名

大阪支店長 委託 花子

大阪市との入札及び契約において支店等を登録する場合に記入してください。

令和●●年●●月●●日付公告、告示第●●●号の下記案件に係る入札参加のため、関係書類を添えて資格審査を申請します。

1 案件名称

○○○○産業廃棄物収集運搬業務委託

2 入札参加資格審査申請種目（A. Bいずれかひとつを記入）

A：物品供給等

申請種目番号	申請種目名称

営業・業務を行ううえで必要な許認可等がある場合は、許可証等の写しを添付してください。

B：業務委託、または測量・建設コンサルタント等

申請種目（大分類）		申請種目（中分類）		申請種目（小分類）	
番号	名称	番号	名称	番号	名称
01	建物等各種施設管理	16	廃棄物処理	03	産業廃棄物（収集・運搬） ()

※業務委託の場合は各分類（「その他役務」の場合は、小分類の下にさらに具体的内容を記入）、測量・建設コンサルタント等の場合は大分類に登録種目及び中分類に登録部門等を記入してください

※裏面に誓約事項及び委任事項があります

WTO随時申請用

入札参加資格審査申請要領

物品供給等・業務委託

- 1 この要領には大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける入札にかかる入札参加資格審査申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読み下さい。
- 2 申請は申請受付期間内に必要書類の必要事項を記入押印した上で証明書類等を同封して簡易書留等の送付履歴がわかるもので送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）又は持参することで完了します。（全ての書類に不備がないことが必要です）
- 3 今回の資格審査の結果は、後日書面にて通知いたします。
- 4 この申請で収集された情報は、大阪市個人情報保護条例に従い本市の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されます。

◎入札参加資格審査の内容に関すること

大阪市契約管財局契約部契約課(委託・物品契約グループ)

電話 06-6484-7356(物品供給等)

06-6484-7083(業務委託)

◎入札参加資格審査資料の提出先

入札案件毎の担当部局

※ 入札案件毎に大阪市の担当部局(申請の提出先)は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。

大 阪 市

目 次

1	資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2	申請の期間及び方法について・・・・・・・・・・	1 頁
3	申請に当たっての注意事項・・・・・・・・・・	2 頁
4	種目区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
5	提出書類及び説明・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
6	資格承認について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
7	登録内容の変更について・・・・・・・・・・	5 頁
8	日本国内に営業所を有しない業者が申請する場合	5 頁
9	申請において使用する言語等について	5 頁
10	問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
資料 1	誓約事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
資料 2	地方自治法施行令第167条の4・・・・・・・・	6 頁
資料 3	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）	7 頁
資料 4	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に 関する規則（抄）	9 頁
資料 5	申請種目表「物品供給等」「業務委託」	11 頁
資料 6	大企業と中小企業の区分	18 頁
資料 7	大阪市からのお知らせ	19 頁

1 資 格 要 件

入札参加資格審査申請するには次の要件を全て満たすことが必要です

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと（参照 資料2）
 - ② 大阪市税（注1）及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税（注2）に係る徴収金を完納していること
注1）大阪市税に係る徴収金とは、次のとおりです
法人市民税、市・府民税（普通徴収）、市・府民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金及び滞納処分費
注2）全税目の証明様式がない場合「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可
 - ③ 消費税及び地方消費税を完納していること
 - ④ 法人にあつては申請種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること
 - ⑤ 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、資格審査申請時において当該免許、許可又は登録を受けていること
なお、申請種目表（資料5）のうち、 の種目・項目を申請するには、許認可（登録）が必須の要件となります
 - ⑥ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと（参照 資料3）
 - ⑦ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則第3条第1項に規定する入札参加除外者及び同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者に該当する者でないこと（参照 資料4）
 - ⑧ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ※ 大阪市契約規則も参照してください。

2 申請の期間及び方法について

- (1) 申請の期間
入札案件毎に定まっている申請受付期間内に、定められた方法により入札参加申請を行ってください。詳しくは、各**入札説明書等**にてご確認ください。
- (2) 申請の方法及び提出先
別紙の入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）及びその他添付書類に必要事項を記入し押印して、添付書類とともに簡易書留等の送付履歴がわかるもので各**入札説明書等に記載のある担当部局（※）**まで送付するか、持参してください。
送付の場合は申請書類一式を角型2号封筒に入れ、別紙の宛名ラベルを貼り付けて送付してください。

※ 入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。

特に重要です！

3 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書（添付書類を含む）中の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 入札参加申請を行うには、**資料1**に定める誓約事項に誓約することが必要です。
- (3) 複数案件の申請を行う場合、入札参加資格審査申請書及び大阪市使用印鑑届は案件ごとに提出が必要です。（申請期間及び担当部局が同一の場合、その他の書類については1部のみで可。）
- (4) 申請内容に不備等があった場合は、本市より電話等で連絡する場合がありますので、申請書類一式については送付される前に必ず控えを取っておいて下さい。
- (5) 既に該当種目について入札参加有資格者名簿に登録されている場合は、この申請は必要ありません。
- (6) 特に送付による申請を行った場合、各**入札説明書等に記載のある担当部局**あてに送付した事実を電話またはFAXにて通知してください。
- (7) この申請で承認される入札参加資格はこの申請にかかる案件についてのみ有効です。継続して入札参加を希望する場合は別途随時申請が必要です。（海外業者においては、随時申請又は種目追加において登録できない場合があります。）

4 種目区分

本市入札参加資格において定める登録種目は「資料5 申請種目表」のとおりとなっておりますが、今回の申請種目については、入札説明書等に定められている種目に申請してください。なお、今後も引き続き当該種目の登録を希望する場合は、別途入札参加資格審査申請（随時申請又は種目追加）などの手続きも可能です。（海外業者においては、随時申請又は種目追加において登録できない場合があります。）

5 提出書類及び説明

	提出書類	法人	個人	説明
1	入札参加資格審査申請書 (誓約書・委任状)	○	○	・誓約事項、委任事項及び申請内容をよく確認し、必要項目を記入してください。 ・受任者は代理人とは異なります。本社が遠方にある等の理由により本市との契約の窓口となる支店等を登録する場合、特定の個人を受任者として指定し契約の名義人となつていただきます。 ・申請種目は、資料5及び入札説明書などを参照して該当する種目を記入してください。 ・業務委託の種目のうち「その他役務」を希望する場合は「申請種目」の欄に「その他役務」及び役務の内容を記入してください。
2	大阪市使用印鑑届	○	○	・契約手続き等に使用する印鑑を届け出ていただきます。 ・使用印については、本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名、支店登録をする場合は受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限りします。 ・実印であっても役職名又は氏名が表示されていないものは使用印とすることはできません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。また、社名や部署名のための印鑑も使用印にすることはできませんのでご注意ください。なお、ゴム印は不可とします。
3	印鑑証明書	○	—	法務局発行の代表者の印鑑証明書。 (申請日において発行日から3か月以内のものに限る。原本。)
4	印鑑登録証明書	—	○	市区町村発行の本人の印鑑登録証明書。 (申請日において発行日から3か月以内のものに限る。原本。)
5	登記事項全部証明書	○	—	「履歴事項」または「現在事項」のいずれか。 (申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可)
6	身分証明書	—	○	本籍地の市町村が発行する、禁治産者又は準禁治産者、破産者でないことがわかるもの。 (申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可)

7	登記されていないことの証明書		—	○	法務局が発行する、成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書。(申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可)
8	府税(全税目)の納税証明書		○	○	大阪府の府税事務所で発行する、「府税及びその附帯徴収金に未納の額のない」ことの証明書。府内に事業所のある者のみ。 (申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可) ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する最近1事業年度の都道府県税に係る納税証明書。(全税目の証明様式がない場合「法人事業税・法人(都道府県)民税」の証明で可)
9	消費税及び地方消費税の納税証明書		○	○	税務署で発行する、「消費税及び地方消費税」の納税証明書。「その3」(その3の2(個人)、その3の3(法人)でも可) (申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可)
10	財務諸表	貸借対照表(個人の場合は確定申告書の写し可)	○	○	最近1か年のもの(半年決算の場合は2期分) ・個人の貸借対照表は、確定申告書の写しに代えることができます。
		損益計算書	○	—	
11	障害者雇用状況報告書 (毎年6月1日基準日で本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で最新のもの)		△	△	・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が43.5人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し。 ・報告義務のない者は不要
12	免許・許可・認可・登録等の証明書の写し		△	△	営業・業務を行う上で必要なもの。 資料5 (種目一覧)の  の種目に申請する者のみ。 (ただし、物品供給等においては、不要な場合もありますので、お問い合わせください)

6 資格承認について

この申請に基づく資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた方に対しては承認通知書を交付します。

7 登録内容の変更について

この資格審査申請を行ってから開札及び業者決定までの間に、申請いただいた内容に変更が生じた場合は、早急に下記担当までご連絡いただき、本市の指示に従ってください。なお、変更の内容によっては、入札参加資格を認められない場合があります。

また、相続・組織変更・合併・事業譲渡・会社分割等については、事前にお問い合わせください。

8 日本国内に営業所を有しない業者が申請する場合

押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。

申請書の「本店（主たる営業所の所在地）」については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

9 申請において使用する言語等について

申請及び提出書類の記載は、日本語で行ってください。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、必ず日本語の訳文を添付してください。

申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときには、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額と換算してください。

10 問い合わせ

上記の他、不明な各事項については、下記の各部局へ問い合わせください。

問い合わせ先

◎入札参加資格審査の内容 に関する事	大阪市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ） 電話 06-6484-7356（物品供給等） 06-6484-7083（業務委託）
-----------------------	---

◎入札参加資格審査資料提出及び入札執行に関する事	入札案件毎の担当部局 ※ 入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。
--------------------------	---

資料 1 誓約事項

誓約事項	内 容
誓約事項 1	地方自治法施行令第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項 2	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項 3	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項 4	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項 5	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項 6	物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領（WTO用）に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。
誓約事項 7	以上の全ての誓約事項に相違ありません。相違があった場合入札参加資格を取り消されても異議申し立てを行いません。

資料 2 地方自治法施行令第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

資料3 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第7条から第9条の規定に基づき、大阪市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

- 第3条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、契約部会の答申を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の答申を経ることなく当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録（大阪府における登録を含む。）を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の答申を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 市長は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

- 第9条 局長等は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。
- 2 局長等は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としてしていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(契約の解除の指導)

第11条 局長等は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第16条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札除外措置、同条第3項の規定による入札除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

別表

措 置 要 件	期 間
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

資料4 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(抄)

(入札参加除外者等の指定)

第三条 知事は、入札参加資格者及び公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者(以下これらを「入札参加資格者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を公共工事等から排除する者(以下「入札参加除外者」という。)として指定するものとする。

一 暴力団員

二 次に掲げる者のうちに暴力団員のあるもの

ア 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上経営に参加していると認められる者

三 暴力団密接関係者(前号に掲げるものを除く。)

2 知事は、入札参加資格者等のうち、複数の建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)が継続的な協力関係を構築することにより経営及び施工の能力を強化する目的で結成した団体(以下「経常建設共同企業体」という。)であって、入札参加除外者を構成員とするものを、公共工事等から排除する経常建設共同企業体(以下「指定構成員共同企業体」という。)として指定するものとする。

3 知事は、前二項の規定による指定をしたときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(誓約書違反者の指定等)

第九条 知事は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により誓約書を提出した元請負人及び下請負人等について、第三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき(同条第一項の規定により入札参加除外者の指定を行った場合を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、誓約書に違反した者(以下「誓約書違反者」という。)として指定するものとする。

一 第三条第一項第一号又は第二号に該当する誓約書違反者指定を受けた日から二年

二 第三条第一項第三号に該当する誓約書違反者指定を受けた日から一年

2 誓約書違反者は、第三条第一項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、知事に対し、当該指定の事由がなくなった旨を申し出ることができる。この場合において、知事は、第三条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第四条(第二項を除く。)、第五条、第六条並びに第七条第二項及び第三項の規定は、

誓約書違反者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項及び第三項	入札参加除外者及び指定構成員共同企業体	誓約書違反者
第四条第四項	前二項	前項
	入札参加除外者	誓約書違反者
第五条第一項及び第二項	入札参加除外者	誓約書違反者
第六条第一項	第三条第一項	第九条第一項
第六条第二項	第三条第一項	第九条第一項
	次条第一項又は第三項の規定による指定の解除の日	第九条第一項各号に定める期間が満了した日又は同条第二項の規定による指定の解除の日のいずれか早い日
第七条第二項	前項	第九条第二項
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
第七条第三項	第一項	第九条第一項
	入札参加除外者	誓約書違反者
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
	第三条第一項	同項

資料5 申請種目表

「物品供給等関係」

登録種目		例 示
01	事務用品・機器	バインダー、アルバム、ノート、ボールペン、手提げ金庫、紙幣計算機、シュレッダー、レジスター、ラミネーター、ラベルライター、謄写機(輪転式)、デジタル製版一体型印刷機、同印刷機用消耗品
02	用 紙	用紙類(PPC用紙、上質紙、模造紙、更紙、連続帳票用紙、ダンボール)
03	封 筒	封筒、封筒印刷
04	印 章 品	印判
05	活 平 版	パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、複写伝票、印刷を伴う啓発物品(啓発用うちわ、啓発用ポケットティッシュ等)
06	軽 印 刷	議事録、名簿(完全版下提供のもの)
07	フ ォ ー ム 印 刷	連続帳票印刷、OCR用紙印刷、NIP用紙印刷
08	特 殊 印 刷	ステッカー印刷、シール印刷、ペーパークラフト印刷、地図印刷、点字印刷、
09	製 本	製本、手帳製本(製本単独。印刷は伴わない)
10	青 写 真	青写真、陽画写真、第二原図、カラーコピー、CDR焼付、電子媒体コピー
11	家 具	机、椅子、ロッカー、キャビネット、書架、書庫、パーティション、ベッド(医療用除く)、マットレス、据置型金庫
12	室 内 装 飾	カーテン、室内用暗幕、緞帳、ブラインド、ロールスクリーン、サイドボード、タイルカーペット、畳(柔道畳除く)
14	舞 台 装 置	舞台照明装置、舞台音響装置、舞台用機材、暗幕(舞台用)、緞帳(舞台用)、大道具
15	服 類	制服、作業服、下着類、白衣、帽子、ヘルメット、手袋、軍手、靴、皮革製品(靴、革製手袋、革製カバン)、ゴム製品(カッパ、ゴム製手袋、長靴)
16	寝 具	寝具、毛布、枕、座布団
17	テ ン ト	イベント用テント、防水シート
18	タ オ ル	タオル(贈答品を除く)
19	産 業 用 機 器	取付管用テレビカメラ装置、ワイヤーカット放電加工機、圧延機、転削盤、空き缶圧縮機、電動リフト、高所油圧作業台、ダイオキシンの対策用乾湿両用掃除機、ミシン、ハンマー、ドリル、各種ポンプ、高圧洗浄機、車体自動洗浄装置、蓄電池(自動車・車両用を除く)、無停電電源装置、ごみ処理施設用部品(コンベアベルト、フライトコンベアチェーン)火葬炉用部品、産業用機器部品、ろ布・フィルター 「23 家庭用電気機器」以外の電気機器
21	建 設 用 機 器	ブルドーザー、ホイールローダー、小型振動ローラー、バックホー、建設用測量機器
22	農 業 用 機 器	芝刈り機、耕うん機
23	家 庭 用 電 気 機 器	テレビ、エアコン、空気清浄機、冷蔵庫、冷凍庫、掃除機、照明器具(蛍光灯等)、乾電池

登 録 種 目		例 示
24	通 信 用 機 器	放送関連機器（マイク、アンプ、スピーカー）、電話機、無線機、送受信装置、インターホン、防犯カメラ
25	視 聴 覚 機 器	視聴覚システム、スクリーン、プロジェクター、映写機
26	ＯＡ機 器 ・ 用 品	パソコン、プリンタ、サーバ、ネットワーク通信機器、業務用FAX、カードリーダー、デジタル印刷機（コピー機）、スキャナ、トナーカートリッジ、スイッチ、ハブ、OA周辺機器、OA用メディア、インクカートリッジ、ソフトウェア
27	医 療 用 機 器	超音波診断装置、人工呼吸器、保育器、滅菌器、無影灯、医療用ベッド、担架、医療用消耗品（医療用手袋、医療用マスク、医療用おむつ、ディスポーーツ、感染防止衣）、身長計、体重計、聴診器
28	理 化 学 機 器	電子顕微鏡、質量分析装置、水質自動測定装置、ドラフトチャンパー、ガス検知器、騒音計、水位計、水道メーター、ケージ（動物用檻）
29	医 薬 品	医薬品、医療用ガス、検査試薬、救急セット、衛生材料（保健用ガーゼ等）
30	工 業 薬 品	工業化学薬品、防疫薬品、活性炭、水処理剤、農薬、防塵剤（にがり）、抗菌剤、プール用薬剤
31	業 務 用 厨 房 機 器	食器洗浄器、適温配膳車、生ごみ処理機、業務用冷蔵庫、ガス製品（給湯器、ガスファンヒーター）
32	写 真	フィルムカメラ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、カメラ用品、望遠鏡、現像及びプリント、パネル
33	石 油 類	石油燃料（揮発油、軽油、灯油、重油）、潤滑油
34	高 圧 ガ ス	プロパンガス、天然ガス、その他燃料
35	自 動 車 販 売	乗用自動車、トラック、ワゴン車、バス、救急車、ごみ収集車、その他特殊用途自動車、自動車ぎ装、自動二輪車
36	自 動 車 用 品	自動車部品、タイヤ、カーバッテリー、カーナビゲーション、ETC
37	自 動 車 修 理	自動車修理
38	自 転 車 ・ 雑 車	自転車、リヤカー
39	船舶・航空機・鉄道	ヘリコプター、船舶、ボート、各種船舶類（台船、ゴムボート、浮き桟橋等）、船舶用機器・部品（プロペラ等）、船舶用具（曳舟ロープ）
40	木 材	木材、木杭
41	石 類	砂、砂利、碎石、土、石材、コンクリート類（ピーシー製品、生コンクリート、コンクリートブロック、ヒューム管）、セメント・アスファルト舗装材（セメント、石粉、アスファルト乳材、合材）、レンガ・陶管・タイル、鈹滓

登 録 種 目		例 示
42	金 属 類	ボルト、フェンス、鉄鋼(鋼材、鋼管、鋼管杭、鋼矢板)、鋳鉄(鋳鉄管及び接合部品、鉄蓋、マンホール蓋、消火栓ボックス)、水道資材(弁類、給水栓、消火栓)
43	造 園 材 料	肥料、種苗、花卉、樹木、園芸用品
44	簡 易 建 物	仮設トイレ(基礎工事を含むものは除く)
45	そ の 他 材 料	ペンキ、ウェス、「15服類」以外のゴム製品(ゴムホース、防舷材など)、塩化ビニル管、パッキン、水道資材(非金属材料)、電設資材(電線、架線金物、碍子、絶縁物)、営繕材料、ガラス、ろ過砂、ろ過砂利
46	学 校 教 材 具	教材、教具、遊具
47	黒 板	黒板
48	運 動 具	運動具用品、潜水器具類、公園遊具、スポーツウェア、運動靴、ライン用消石灰、柔道畳、体育用マット、武道具
49	楽 器	楽器、和楽器、楽器用アンプ、音楽CD、テープ
50	模 型	人体骨格模型、工学模型
51	図 書	書籍、雑誌、定期刊行物、新聞、地図、住宅地図、楽譜、映像資料
52	道 路 標 識	ガードレール、カーブミラー、クッションドラム、交通安全資材(防護柵、車止め、カラーコーン)
53	看 板	看板、標示プレート、犬の鑑札、街区表示板
54	銘 板	銘板、徽章(バッジ、メダル、記念楯、カップ、トロフィー)
55	旗 類	旗、のぼり、懸垂幕、横断幕、たすき、腕章
56	日 用 品 類	荒物(物干し竿、ほうき、刷毛、ゴミ袋、トイレトーパー、ごみ箱、物置)、食器、布製かばん、玩具、時計
57	贈 答 用 品	贈答用品、記念品、金券、旅行券、錫杯
58	百 貨 店 ・ 商 社	(単独での発注なし)
59	消 防 ・ 防 災 用 品	消防用器材(消火器等消防設備、消防ホース、防護服、画像探索機、夜間用暗視装置、熱画像直視装置、地中音響探索装置、水中探査装置)、消火薬剤、オイルフェンス、オイル吸着マット、土のう袋、水土のう、煙感知器、安全ヘルメット、防毒マスク、防塵マスク、保護メガネ、酸素ボンベ、災害用テント、災害用仮設トイレ
60	食 糧 品	食料品(お茶、菓子類)、備蓄用食糧(アルファ化米、乾パン、粉ミルク)、動物用飼料
61	福 祉 用 品 ・ 機 器	車いす、歩行器、安全つえ、点字器、介護用おむつ

「業務委託関係」

登 録 種 目				
大 分 類		中 分 類		小 分 類
01	建 物 等 各 種 施 設 管 理	01	建 物 等 清 掃	01 庁 舎 清 掃
				02 病 院 清 掃
				03 室 内 環 境 測 定
				04 そ の 他 清 掃
		02	機 械 設 備 等 保 守 点 検	01 電 気 設 備
				02 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理
				03 冷 凍 設 備
				04 空 調 ・ 冷 暖 房 ・ 換 気 設 備
				05 エ レ ベ ー タ 設 備
				06 エ ス カ レ ー タ 設 備
				07 道 路 ト ン ネ ル 附 帯 設 備
				08 屋 外 照 明 灯 設 備 (街 灯 設 備 含 む)
				09 信 号 設 備
				10 ポ ン プ 設 備 (道 路 排 水 、 小 規 模 プ ー ル 含 む)
				11 燻 蒸 設 備 点 検
				12 定 温 設 備 点 検
				13 港 湾 標 識 灯 点 検
				14 そ の 他 設 備 (道 路 標 識 等)
		03	通 信 設 備 保 守 点 検	01 電 話 交 換 機
				02 そ の 他 通 信 設 備
		04	消 防 設 備 保 守 点 検	01 火 災 報 知 機 ・ 消 火 設 備 ・ 避 難 用 設 備 等
		05	附 帯 設 備 保 守 点 検	01 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 等
		06	環 境 関 係 測 定 機 器 保 守 点 検	01 大 気 測 定 機 器
				02 水 質 測 定 機 器
				03 そ の 他 環 境 関 係 測 定 機 器
		07	浄 化 槽 清 掃 ・ 点 検	01 浄 化 槽 清 掃
				02 浄 化 槽 点 検
				03 汚 水 処 理 施 設 保 守 点 検
		08	貯 水 槽 清 掃 ・ 点 検	01 貯 水 槽 清 掃 ・ 点 検
		09	ボ イ ラ ー 清 掃	01 ボ イ ラ ー 清 掃
		10	土 木 施 設 清 掃 ・ 除 草	01 舗 装 道 機 械 清 掃
				02 雨 水 排 水 施 設 機 械 清 掃
				03 土 木 施 設 維 持 管 理 業 務
				04 海 面 ・ 水 面 清 掃
		11	公 園 清 掃	01 公 園
				02 便 所
		12	土 木 施 設 管 理	01 下 水 管 ・ 雨 水 管 調 査
		13	上 工 水 道 施 設 管 理	01 浄 水 場 内 特 殊 施 設
				02 水 道 管 路 施 設
				03 そ の 他 上 工 水 道 施 設
		14	植 物 管 理	01 除 草 ・ 草 刈
				02 草 地 管 理
				03 樹 木 管 理
				04 草 花 管 理
				05 チ ッ プ 堆 肥 化
		15	害 虫 等 駆 除	01 建 物 (ね ず み ・ 衛 生 害 虫 等 駆 除)
				02 樹 木
				03 鳥 害 虫 害 等 駆 除

		16	廃棄物処理	01	一般廃棄物（収集・運搬）
				02	一般廃棄物（処分）
				03	産業廃棄物（収集・運搬）
				04	産業廃棄物（処分）
				05	特別管理産業廃棄物（収集・運搬）
				06	特別管理産業廃棄物（処分）
				07	その他廃棄物処理
		17	警備	01	施設警備
				02	機械警備
				03	その他警備
		18	受付・案内	01	受付（庁舎・施設）
				02	電話交換
				03	駐車場管理・運営（警備業法適用外）
				04	その他受付・案内
02	機械等施設点検・運転操作 （プラント設備等に係るものを 含む。）	01	施設保守点検整備	01	上工水道施設保守点検
				02	下水道施設保守点検
				03	大規模ポンプ施設保守点検
				04	中小規模ポンプ施設保守点検
				05	河川浄化施設保守点検
				06	共同溝施設保守点検
				07	水門等施設保守点検
				08	天井クレーン施設保守点検
				09	その他保守点検整備
		02	船舶等保守点検	01	船舶等保守点検
				02	船舶等保守点検
		03	施設運転操作管理	01	電気設備等運転操作管理
				02	空調等設備運転操作管理
				03	上工水道施設運転操作管理
				04	防災監視
				05	下水道施設運転操作管理
				06	その他運転操作管理
03	運搬請負	01	運搬・保管	01	事務所移転
				02	美術品・楽器運搬
				03	土砂運搬
				04	保管
		02	運代行	01	一般貨物輸送
				02	海上輸送
				03	その他運代行
		03	梱包・発送	01	梱包作業
				02	ダイレクトメール
				03	宅配便
				04	その他梱包・発送
04	映画等制作・広告・催事、印刷	01	映画・ビデオ制作	01	映画・ビデオ等
				02	映画・ビデオ等
		02	広告代行	01	総合広告代行
				02	各種広告企画
				03	ホームページ作成
		03	催事	01	総合イベント
				02	イベント企画
				03	会場設営
				04	展示・音響・舞台照明・操作等
		04	印刷・デザイン	01	デザイン企画印刷
				02	マルチメディア企画・制作
				03	デザイン
				04	展示物品等の製作

05	図面製作	01	図面製作	01	図面製作
				02	地図製作
				03	案内図作成
				04	その他図面製作
06	医療	01	医療事務	01	医療事務
07	医療・理化学機器保守等	01	機器保守	01	医療・試験検査、理化学機器等保守
		02	滅菌	02	医療器具等の滅菌
08	給食・配膳	01	給食・配膳作業	01	病院給食
				02	学校給食
				03	食器洗浄
				03	食器洗浄
09	環境調査・検査その他の調査・検査	01	環境調査・検査	01	計量証明事業に係る調査・検査
		02	土壌汚染状況調査	01	土壌汚染対策法に基づく調査
				02	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査
		03	その他調査	01	その他環境に係る調査
		04	その他検査	01	理化学検査
				02	作業環境測定
				03	放射能測定
				04	臨床検査
				05	集団検診
				06	その他検査
				06	その他検査
10	情報処理	01	情報処理	01	システム企画・開発
				02	システム運用・保守
				03	データ入力・作成
				04	情報処理サービス
				05	システム監査
				06	その他情報処理
11	クリーニング	01	医療関連クリーニング	01	基準寝具類
				02	基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等）
		02	その他クリーニング	01	寝具
				02	その他クリーニング
12	賃貸	01	建物等賃貸	01	建物
				02	樹木
		02	事務用品賃貸	01	機械器具
				02	情報処理用機器
				03	複写機（複写サービスを含む）
				04	ファクシミリ
				05	その他事務用品
		03	医療機器賃貸	01	基準寝具类等
				02	医療機器
		04	自動車賃貸	01	自動車
		05	その他の賃貸	01	その他の賃貸
		05	その他の賃貸	01	その他の賃貸
13	その他代行	01	旅行	01	旅行
		02	翻訳・通訳	01	翻訳・通訳
		03	速記	01	速記
		04	動植物飼育	01	動植物飼育
		05	楽器調律	01	楽器調律
		06	図書等整理	01	図書等整理
		07	人材派遣	01	人材派遣
		08	筆耕・タイプ	01	筆耕・タイプ
		09	研修	01	研修
		10	採水	01	採水
		11	土地家屋調査	01	土地家屋調査

12	不 動 産 鑑 定	01	不 動 産 鑑 定
13	託 児 業 務	01	託 児 業 務
14	放 置 車 両 確 認 事 務	01	放 置 車 両 確 認 事 務
15	電 力 供 給 ・ 売 買	01	電 力 供 給 ・ 売 買
16	電 気 通 信 事 業	01	電 気 通 信 事 業
17	各 種 施 策 研 究 ・ 調 査	01	各 種 施 策 研 究 ・ 調 査
18	災 害 対 策	01	災 害 対 策
19	建 物 ・ 構 造 物 各 種 調 査	01	建 物 ・ 構 造 物 各 種 調 査
20	損 害 保 険	01	損 害 保 険
21	繁 華 街 等 パ ト ロ ー ル	01	繁 華 街 等 パ ト ロ ー ル
22	患 者 等 搬 送	01	患 者 等 搬 送
23	試 験 問 題 作 成	01	試 験 問 題 作 成
24	各種施策執行・検査・運営等補助	01	各種施策執行・検査・運営等補助
25	森 林 管 理	01	森 林 管 理
26	そ の 他	01	そ の 他

資料 6

大企業と中小企業の区分

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律)

企業の主たる業種に応じ、下表の「資本の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する場合は中小企業になっています。

番号	業 種	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
1	製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（No. 2 以降を除く）	3 億円以下	3 百人以下
2	卸売業	1 億円以下	百人以下
3	サービス業（No. 6， 7 を除く）	5 千万円以下	百人以下
4	小売業	5 千万円以下	50 人以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	9 百人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	3 百人以下
7	旅館業	5 千万円以下	2 百人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店 街振興組合連合会	構成員たる事業者の 3 分の 2 以上 が上記 No. 1 ～No. 7 の一に該当す るもの	
9	企業組合、協業組合		

資料 7

大阪市からのお知らせ

大阪市における入札契約制度の改正や今後の方針についての発表等は大阪市電子調達システムホームページ上（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）において随時発表します。

申請される方及び有資格者の方はお知らせを参照のうえ、入札などに参加していただきますようお願いいたします。

The screenshot shows the homepage of the Osaka City Electronic Procurement System. The header includes the city logo and the URL <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>. The main navigation menu on the left lists various services like '入札参加資格申請' (Bidding qualification application), 'ID発行' (ID issuance), '入札情報サービス' (Bidding information service), '電子入札システム' (Electronic bidding system), '業者登録システム' (Business registration system), and '初めての方へ' (For first-time users). The central area features several notices, including '【入札・契約制度に関するお知らせ】' (Notice regarding bidding and contract system), '【システム利用に関するお知らせ】' (Notice regarding system use), and '【入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ】' (Notice regarding cancellation of bidding cases, correction of announcement content, etc.). The right sidebar contains 'バナー広告の募集について' (About banner ad recruitment). Below the main content, there are sections for '資料・ご案内' (Materials and guidance), 'リンク先' (Links), and '連絡先' (Contact information). The '連絡先' section provides contact details for the Osaka City Contract Management Office and other relevant departments.

「入札参加資格申請」「ID発行」などはこちら

「申請要領」「操作マニュアル」などはこちら

「入札・契約制度に関するお知らせ」

「入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ」はこちら

「電子入札以外の情報」はこちら

⑨ システムの利用時間について

業者登録システム・電子入札システムは、午前9時から午後5時30分まで利用できます（大阪市における職務の休日を除く）。それ以外については、いつでも利用できます。（ただし、毎日午前0時から午前2時45分までは、メンテナンスのため利用できません。）
利用時間中に、業者登録・電子入札システムのボタンが機能しない場合はこちら



PDF形式の資料をご覧いただく場合には、PDFファイルの閲覧ソフトが必要です。Adobe Reader 等をダウンロードし、左のボタンをクリックし、手順に従ってダウンロードしてからご覧ください。

サイトマップ

動作環境と設定

認証局一覧

ヘルプデスク

初めての方へ